

## 第5回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年2月18日（月）15:00～17:06
2. 場所：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、長谷川幸洋（座長代理）、  
新山陽子、林いづみ
  - （専門委員）白井裕子、齋藤一志、本間正義、三森かおり
  - （事務局）田和規制改革推進室長、森山規制改革推進室次長、  
小見山規制改革推進室参事官
  - （ヒアリング出席者）国土交通省：島自動車局次長  
国土交通省：江坂自動車局技術政策課長  
国土交通省：渡辺道路局道路交通管理課長  
国土交通省：中見道路局道路交通管理課車両通行対策室長  
農林水産省：枝元生産局長  
農林水産省：秋葉生産局技術普及課長  
日本農業機械工業会：田村専務理事  
近鉄グループホールディングス株式会社：山本事業開発部長  
ダイキン工業株式会社：宮川空調営業本部設備営業部長  
ダイキン工業株式会社：岡空調営業本部設備営業部  
ダイキン工業株式会社：佐々木空調営業本部設備営業部  
株式会社イワキ：川村製品企画本部製品戦略部主管  
株式会社イワキ：西川国内営業部東京支店長  
株式会社イワキ：新井国内営業部東京支店東京営業1部副部長  
尼崎市役所：山崎都市整備局都市計画部建築指導課長  
尼崎市役所：山際都市整備局都市計画部建築指導課技師  
農林水産省：本郷林野庁次長  
農林水産省：渡邊林野庁林政部長  
農林水産省：小坂林野庁国有林野部長  
農林水産省：山口林野庁林政部企画課長  
農林水産省：鳥海林野庁国有林野部管理課長  
農林水産省：信夫大臣官房政策課長
4. 議題：
  - （開会）

1. 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直しについて  
(関係府省、日本農業機械工業会からのヒアリング)
  2. 新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について  
(関係事業者、尼崎市からのヒアリング)
  3. 国有林からの木材供給及び木材の生産流通に関する新たなスキームに関する法改正の検討状況について  
(農林水産省からのヒアリング)
- (閉会)

#### 5. 議事概要:

○小見山参事官 それでは、第5回「農林ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、金丸議長代理が御出席です。

青木専門委員、林雅文専門委員、藤田専門委員、渡辺専門委員は、所用により欠席であります。

本間専門委員は、所用により、少々おくれたの出席になります。

それでは、ここからは、飯田座長に司会進行をお願いします。

よろしく願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入ります。

議題1は「高性能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直しについて」。国土交通省、農林水産省より御説明いただきます。

本議題については、昨年10月に警察庁、農林水産省、国土交通省より現状、課題について説明をいただき、11月に規制改革推進会議の第4次答申としてまとめました。

本日は、その後の対応状況についてヒアリングを行います。

また、本日は、規制緩和にかかわる検証を実施されている関係から、日本農業機械工業会専務理事の田村様にお越しいただいております。

本日は、よろしく願いいたします。

まずは、国土交通省より御説明願います。

○島自動車局次長 国土交通省でございます。

日ごろより、委員の皆様方におかれましては、御指導賜り、感謝申し上げます。

本日は、議題1. の本案、第2回目のヒアリングと承知をしております。第4次答申の実施事項が示されてございますので、この進捗状況と今後の対応方針、ロードマップ等につきまして、資料1-1に沿いまして御説明を申し上げたいと思います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○江坂自動車局技術政策課長 それでは、早速、資料1-1について御説明いたします。

まず、資料をお開きください。

最初、目次がございます。きょうは、このような順番で御説明申し上げます。

それでは、資料の本題に入ります。1ページ目をごらんください。

まず、この問題の背景について御説明をいたしたいと思います。

農耕用トラクターに関しましては、農作業機械を装着したまま公道を走りたいという御要望がございまして、これに関しては、農業における労働力不足や生産性の向上などの課題の解決という観点から、規制改革推進に関する第4次答申、昨年11月でございますけれども、それにおきまして、今年度中に非常に適合が困難となる事例があります車幅、そして、灯火装置の装着などに関しまして、どういう措置により合法的に公道を走行することが可能とできるのか、その方策につきまして、保安基準の緩和制度の活用を含めて明確化するということが記載されたところでございます。

次に2ページ目をごらんください。現状でございます。

農作業機のタイプでございますけれども、車両に装着する農作業機につきましては、車両に直接装着するタイプのものと、被牽引タイプ、要は、農耕トラックが引っ張っていく、2つのものがございます。これは、写真のとおりでございます。

それぞれ保安基準の適合性につきまして、次のとおり、基準の不適合となるおそれや、整理すべき事項がございます。

まず、農作業機を直接装着するタイプに関しましては、灯火器など、具体的には、方向指示器とか、後部反射器などがございますが、それらの設置、そして、取りつける要件です。

2つ目といたしましては、幅がございます。基本的に、農耕トラックに関しましては、幅2.5メートルというのが基準になっておりますが、幅をどうしても超えてしまうということがございます。

あとは、車両の安定性でございます。転倒角の要件がございます。

次に、牽引されるタイプの農作業機でございますが、これに関しましては、まず、自動車の種別をどうするのかという問題がございます。

これまで、このような牽引されるタイプに関しましては、公道を走行するということが想定されていなかったものですから、車両法上、どの車両として基準を適用すべきかということが曖昧になっておりました。

そこで、今回、公道を走行ということが明確化される場合には、まず、どの車両にするのかということについて、はっきりさせる必要がございます。

さらに、まず、その次としましては、車両の種別が決まりましたら、具体的にどのような保安基準を適用して、公道走行の安全性を確保するのかということについて考える必要がございます。特にブレーキの基準が必要と考えております。

次です。基準緩和の対応方法でございますけれども、次の3ページ目をごらんください。

このような農作業機については、そのままでは基準の適合が困難となる灯火器とか幅、そして、車両の安定性の基準があるわけでございますが、これらに関しましては、運輸局

において一括的に車両の種別ごとに緩和を可能といたしまして、公示することにより、いかなる場合においても、個別の利用者が基準緩和の申請を行うことを要するということがないようにしたい、そのような措置を講じたいと考えております。

具体的なものとして、これから説明いたします。

まず、資料の3ページ目です。灯火器関係でございます。

灯火器関係につきましては、農作業機を取りつけても見えるものであれば、それは全く問題ございません。

ただし、農作業機を農耕トラクターにつけることによりまして、既にある灯火器などが、車両の最外側から400ミリ以内ではなくなってしまう場合、これについては、灯火器の取り付け位置に関する基準の緩和が必要となります。

また、農作業機を取りつけることによりまして、保安基準で定める位置から灯火器が視認できなくなる、このようなケースもあるわけですが、これについては、見えなくなってしまった灯火器に代替する新たなものを設置していただく必要があるかと考えております。

あと、安全を確保するための制限事項でございますが、これは、基準緩和する場合には、安全確保のための代替的な措置を講じてもらうのですが、特に車両の最外側から400ミリ以内に灯火器がなくなってしまうような場合に関しましては、車両の最外側を他の交通に示すことができるように、最外側付近に反射器を備えさせるなどの措置を、今後検討したいと思っております。

幅につきましては、2.5メートルを超えてしまうケースがあるわけでございますが、資料4ページをごらんください。次は幅に関しての説明でございます。

幅が2.5メートルを超えてしまうようなケースに関しましては、これは、基本的に道路法などに基づきます、特殊車両通行許可が得られる車両に限って基準の緩和認定を行いたいと考えております。

これに関しましても、最外側の位置に関しまして、灯火器をつけて、他の車両への接触を排除するような措置を考えたいと思っております。

資料の4ページでございますが、車両の安定性に関しましては、あらかじめメーカーである日本農業機械工業会におきまして、安全性が確認されたもの以外のものについて、これは、保安基準上問題があるのではないかと整理いたしまして、一定の条件に付して保安基準の緩和認定を行います。

その具体的な条件といたしましては、走行速度を落とすとか、あと、農作業機の走行する位置を指定するというものを検討したいと思っております。

安全性が確認されたら順次緩和していくことを考えてまいります。

次に5ページ目でございます。

被牽引タイプの自動車の種別につきましては、先ほども申し上げましたように、これまで想定されていなかったものですから、これから具体的に、どのような車両とするのかということを確認化しまして、その上で、具体的に適用される基準を考えてまいりたいと思

っております。

次に6ページ目でございます。

保安基準の適合性でございます。

仮に、被牽引タイプの農作業機について、これは、いわゆるトレーラー、被牽引車両として扱う場合には、事故の実態や使用の実態に応じて、どのような基準を適用するのか、また、どのような基準の緩和が可能かということ具体的に検討していきたいと思っております。

これから、急いで事故分析を行いまして、この検討を急いでまいりたいと思っております。

次に7ページ目、ソフト面の対策でございます。

今回、一括的な基準緩和を行い、そのような車両については公示をすると申し上げましたが、その公示内容に関しまして、やはり、どのようにして実際にユーザーの方々に周知させるかということがございますので、その周知方法に関しましては、農水省と連携して農協など、そして、日農工など関係団体と連携してやっていきたい。この具体的措置について考えていきます。

最後8ページ目、スケジュールでございますが、今後、この措置が決まりましたら、私どもの地方運輸局、実際に、このような措置を講じる場所に周知をさせます。

牽引タイプの農作業機につきましては、平成30年度中に整理の方法を決めまして、保安基準の検討を行っていく。今年度中には結論を見出したいと考えてございます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省より御説明願います。

○枝元生産局長 資料1-3でございます。農水省の生産局長の枝元でございます。よろしく願いいたします。

今、国土交通省から御説明がありましたとおり、装着したものにつきましては一定の整理がついて、3月中に地方運輸局のほうに公示もされて、実際に4月から運用を始めていくということで一定のめどがついてきたと理解をしております。

その上で、もう一つの課題になってございました、いわゆる牽引タイプにつきましては、答申におきましても、今年度中に検討を開始するというところで決定をいただいたところでございます。

ということで、資料1-3でございますけれども、今、国土交通省からお話のあった道路運送車両法以外にも、私どもが見るだけでも道路法とか道路交通法等幾つかいろいろ関係する法律があるのではないかと思います。

そういうことで、先週、国交省、警察庁、農水省、関係団体、これは具体的には日本農業機械工業会でございますけれども、そこでの検討の場を設置いたしまして、各法令について規制の洗い出しをしてまいりたいと思っております。

まずは、我々のほうで役所といいますか、この四者でいろいろ頭の整理をしつつ、必要に応じて利用者の方からいろいろお話を聞くだとか、現場のほうの調査をするとか、いろんなことを考えながら、どのような規制があるのか、それをどういうふうに対応するのか考えてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、日本農業機械工業会様より、御説明願います。

○田村専務理事 一般社団法人日本農業機械工業会の田村と申します。

本日は、このような説明する機会を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

それで、お手元の資料1-4に沿って説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして、工業会の取り組みということで、答申が出て以降、12月に当工業会の中に公道走行分科会という新しい委員会を立ち上げてまして、そこにトラクターメーカー4社、作業機メーカー11社、それから、農林水産省、研究機関の方にも入っていただいて、鋭意検討をしているという状況でございます。

めくっていただいて、右下の2ページでございます。

ここに書いてあるのは、トラクターと、それに装着する代表的な作業機ということで、13種類ほど書いてございます。

作業機は結構ありまして、30種類以上あるのが実態でございます。

大きく分けると、直接装着するタイプと、後方に装着するタイプ、ここにモデルを持ってきたのですけれども、これが後ろにつくタイプで、これが作業機、これがトラクターでございます。

それから、トラクターの前につけるタイプもございます。これが、図で言う左上でございます。

それから、牽引するタイプというのが、ここから後ろにトレーラーのように引っ張るタイプ、大きく分けてその3つがございまして、この中でもトラクターの右上にございましてロータリと、これはロータリなのですけれども、これをおろして田畑を掘り起こすというのが主な作業でございまして、これが作業機全体の43%ぐらいを占めています。これは、過去の出荷統計からざっくり類推すると、このぐらいでございます。

2番目が、右脇の水田用ハローといいまして、これは、田植えをする前の代掻きですね。水を張ってから田植えをする。これが約15%、2つ合わせると58%ということで、この2つで結構な機種を占めるというのが実態でございます。

右下の3ページでございます。

当工業会、それから、メーカーとして公道走行する上での課題ということで、基本的には、保安基準上、どこにどう問題があるかということを中心に整理したものでございます。

これは、先ほどの国交省の資料にも当然書いてありますけれども、工業会としてわかり

やすくぱっと書いたのはこれでございます。

1つは灯火器の問題、それから、幅の問題、それから、安定性の問題、これが3つ大きなポイントでございます。これは、直接装着するタイプでございます。

それから、牽引するタイプは、先ほども説明がございましたように、位置づけが車両法上なされていないというのがそもそもの問題で、先ほどの説明ですと、早急にこの位置づけを決めて、どこをどういうふうに緩和していくかというのを検討いただくということになっていきますので、その検討結果を待ちたいと思います。

右下4ページ目でございます。

1つは、灯火器というのが一番大変で、やはり、安全を確保するためには、後方車両から灯火器が見えなければいけない。それは重々承知してございます。

トラクターの中でも、最近のものは、このようにキャビンつきでハイマウントになっていますので、ここの灯火器は作業機をつけても、最近のものはほとんど見えます。ただし、古いタイプの場合は、この灯火器が下についているものですから、作業機をつけると、後ろから見えなくなるというものも当然ございます。

ざっくり言うと、半分ぐらいは見えるのではないかと、今までの検討でいうと、その残りの半分をどうするかというのが、これからの問題ということで、その場合には、見えるところにつけなければいけない。逆に言うと、灯火器類を移設するか、新設するか、後ろから見えるように、それが必要になります。

それから、取り付け位置が車幅を大幅に作業機が幅広になりますと、最外側のところに灯火器が必要なので、その部位についてもどういうふうに取りつけるかと。

やはり、もともとがそういうのを想定していない設計になっているものですから、電源をどういうふうに引っ張るのか、それから、ハーネスをどういうふうに這わせるのか、それから、ブレーキですと、センサーをどういうふうにつけて、それをどう検知して後ろのランプに出せるかということで、見えない場合は、結構根本的な改修が必要ということでございまして、そのためにどのぐらいかかるのか、これが非常に大切でございまして、実は、1、2万では無理ですというのが、やはり、20万、30万かかりますというのが、各メーカーからの意見でございまして、これをいかにどういうふうに効率よく、安くやるかというのがメーカーに課せられたこれからの課題と認識してございます。

もちろん、メーカーといっても、実際には販売会社の整備工場ですとということになりますので、その社内体制も必要ということでございます。

5ページ目でございます。

安定性には3つあると考えて、転倒角、制動距離、前輪荷重比。制動距離と前輪荷重比については、具体的な対応は、特段問題なくできるだろうと。

1つ目の転倒角なのでございますが、これについては、トラクターと作業機の組み合わせは膨大なものですから、全部実機検証というわけにはいかないものですから、モデル式を使って計算するというようなことで、それと実機で、その計算式がちゃんとワークする

かというのを、今、鋭意検証しているところでございます。

最後でございますけれども、右下の6ページ目でございます。

メーカーの具体的な取り組みとして、1つは、灯火器の移設・増設について具体的には、どういうふうに取り組んでいくのか。

それから、安定性の検証のために、転倒角について検証して、どういうふうにオープンにしていくのかという2つの具体的な取り組みがございまして、ここに示したような線表でやっていきたいと思っておりますし、できるだけ、これを前倒しにできるように努力していくということでございます。

説明は、以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がありましたら、まずは発議をいただければと思うのですけれども、今回、いただいた御説明の中で、何か気になるところ、お気づきの点等ありましたら、どうぞ。

では、まずは、私からなのですけれども、まずは、比較的对応が可能なものは、どちらかという、直装タイプで、一方で、牽引タイプは、牽引される被牽引車両のほうの対応というのが、非常に大幅な法改正等が必要になるという理解でいるのですけれども、年度内で対応可能なのが、直装タイプのうちの一部と理解しております。

では、直装の中で、比較的早く対応できるのは、先ほど、こちらの資料1-4で説明していただいた中で言うと、どういった機種になるのかから御説明をいただければと思います。

○田村専務理事 1-4の資料の右下2ページ目で、先ほど言いましたように、ロータリ、このタイプは、しかも新しいトラクター、トラクターは20年、30年使えるものですから、例えば、直近の10年、15年ぐらいのものは大体対応できるかと、そのまま余力を加えずに対応できるかなと推察しております。

○飯田座長 では、今回、直装で、かつ、対応可能なものというのは、全てのアタッチメント全体のうち、先ほどロータリ自体が全ての中で大体45%ぐらい、水田用のハローが15%ぐらいというお話を伺いましたけれども、現在、検討されているフレームで規制緩和、公道走行可能になるのは、こういったアタッチメントのうちの、ざっくりで構わないので、どのぐらいの割合になるのでしょうか。

○田村専務理事 新しいトラクターについているロータリであれば、ほぼほぼいけるといふ感触をつかんでいます。

あとは、これ以外にも、いろんな作業機がございまして、それについては、それぞれ検証しなければいけませんし、古いものについては、CADデータがなくて、紙のデータなものですから、計算式にすぐ重心が、そこから取り出してというわけにはいかないのです、ちょっとお時間が必要かなと思います。

○飯田座長 ありがとうございます。



では、齋藤専門委員。

○齋藤専門委員 説明、ありがとうございます。

うちでは、直装タイプよりも気がかりなのは牽引なのです。直装の場合は、4トン車、10トン車のセーフティーローダーに載っけて、大体10キロぐらい圃場が離れた場合は、全部そういうふうにして移動しています。

ところが、牽引だと、そのままの10トンのセーフティーローダーにもつかないのですよ。ということで、現場では、当然のことながら自走しているというのが現実です。もしくは、このロールベアラなども、これは自重2トンありますので、4トン車のユニックでつり上げるのは、実はすごい危険なのです。

ということで、下のほうをそろりそろりと歩いて、田んぼの中の、例えば、わらを梱包するようなホールクローブサイレージとか、わらの梱包とかに使うのですけれども、それから、一番左下のマニユアスプレッダ、これは堆肥散布なので、これ単独で落としておくわけにいかないのが、当然牽引して堆肥舎のあるところで積み込んで、それで圃場まで、どうしても歩かざるを得ないのが、なかなか議論が伸び伸びになると、実際これだけは、セーフティーローダーも何も使えないので、何らかの危険のない速度で移動すると、走行という立派なスピードを出していないので、移動のために、例えば、上限15キロに制限するとかということで、安全性が担保できるのであれば、何とか許可を出していただけないかなと思います。

○飯田座長 いかがでしょう。つまりは、公道を一般車両のような速度で走行するというよりは、移動の便宜を図るという観点での規制緩和について、国土交通省様、何か。

○江坂自動車局技術政策課長 なかなか申し上げづらい部分があるのですけれども、実態上、どうなっているかというところを私たちもよく勉強をさせていただいて、恐らく、実際、走行される道路の環境によってもかなり安全性は変わってくると思いますので、これからも、いろいろ具体的にどのような使用形態なのかということについて教えていただいて、その中で、自動車種別について整理をする前に、どのような措置が可能なのか、まず、私たちも、これまでどおり農作業を継続していただきたいと思っておりますから、安全性と農作業の継続をどのように運用されるかということについて、よく御相談をさせていただきたいと思っておりますので、基本的には、前向きな対応をぜひさせていただきたいと思っております。これからも、ぜひ、情報交換をよろしくお願いいたします。

○飯田座長 そのほか、いかがでしょうか。

では、林委員。

○林委員 ただいまの国交省のお答えは、資料1-3にあります関係省庁での2月に設置された検討会の中で、現在、齋藤専門委員から御提案のあった牽引のケースについても具体的に検討されていくということでよろしいでしょうか。

○江坂自動車局技術政策課長 はい、そのような御理解で結構でございます。

○林委員 2020の東京五輪では農業者が、GAP認証を取得する必要があると承っております。

その場合、道路走行についても法令遵守していることが求められるかと思うのですが、2020に間に合うように、GAP認証も取れる形で、検討会における検討をスピードアップしていただくということでもよろしいでしょうか。

○江坂自動車局技術政策課長 できるだけ、そのようなスケジュールでやっていきたいと思います。

○飯田座長 そのほか、いかがでありますでしょうか。

もともと、当初は直装、牽引関係なく、広くこういった農機具付きのトラクター、アタッチメント付きのトラクターの公道走行を、移動の便宜を図るという観点で認めていくということでしたので、ある意味で言うと、直装のほうが緩和の方針が立ちやすいというのは、全くそのとおりなのですが、ぜひ牽引タイプについても同様のスピード感を持って対応いただければと思うのです。

もう一つ、ワンストップ制度についてですが、公道ですと、道路法上、特殊車両通行許可を得れば、道路運送車両法上の規制緩和の対象となる。

そうしますと、公道については道路法と道路運送車両法の間で連携した規制緩和がなされることとなるわけですが、その一方で、農道についても同様に扱うことができるように、そういった仕組みというのは可能なのか、または、もう既に検討されているのか伺えればと思います。

○渡辺道路交通管理課長 道路局でございますけれども、道路法の道路であれば、今、御説明があったように、道路法の特殊車両の許可制度の中に入ってきますけれども、農道の場合、道路法の枠外ですので、多分、農水省とか、あと、農道を誰が管理されているかにもいろいろあると思いますので、そこはまた実情を、道路法の世界の中での検討になるかと思っておりますので、道路局の検討の外側になるかと思っております。

○飯田座長 いかがでしょうか。

○枝元生産局 農水省でございます。

今、御説明があったとおり、農道については、道路法が適用されないということなので、一般的には市町村ですけれども、農道管理者が条例でいろんな規制をしているということになってございます。

まだ、洗い切れていないのですけれども、ざっと見ると、余り複雑な規制でもなさそうですけれども、そこをきちんと洗った上で、何かの規制が必要だという場合は、ワンストップという観点から見ると、国土交通省のほうと一緒にできないかとか、そういう相談はしていきたいと思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、金丸議長代理。

○金丸議長代理 先ほど、江坂課長から前向きにというお話があったのですが、私どもとしては、もっともっと前を向いてほしいなど。

それから、もう少し現実的な現場の状況に即した解を見出していきたいと思うので

す。全国津々浦々、都市農業の場所、中山間地の場所等も千差万別ですから、一律の法律で何か規制することによって、国交省的な安全は確保されるのだけれども、先ほど齋藤専門委員がおっしゃられたとおり、アタッチメントとか、大きなものを外したり、つけたりという作業に関する安全性というのは、むしろ危険が増すみたいな話にもならぬとも限らない。運んだりとか、つけたりというのは、農業者の人の自己責任に委ねられているわけですね。だから、ぜひ全体を考えてほしい。

それから、法律に数字が出てきますね。400ミリ以内とか、300メートルの距離とか、100メートルの距離とかが出てくるのではないですか、私は、この数字の根拠を科学的に示してほしいなど。これを決めたときと、現状と、灯火器等の技術革新も私はあると思いますので、これは別途、示していただきたいと思います。

それから、繰り返しになりますけれども、我々は農業だけに限らないのですけれども、一次産業の成長産業化というのを、政府としては推し進めてきているわけですね、総理をトップとして、その一環で、農水省改革と、国交省が、今回、規制緩和の検討をいただいているのですけれども、両省の管掌している法律が整合性ある改正をされることによって農業者の人たちの仕事がよりやりやすくなって、しかも、理想を言えば、いろんな灯火器等、要するに、後ろに走っている車が前の車をどう認識するかということのわけですね。そうすると、後ろに走っている車がいろいろあるかもしれないけれども、地域によっては、そんなケースはほぼないとか、そういうほうが私は多いのではないかと思っていますので、現実的でかつ効果的な規制緩和を、しかも、きょう御提示していただいたスケジュール表を超えて、もっとスピーディにやってほしいと思います。

以上、お願いします。よろしく申し上げます。

○飯田座長 では、江坂様。

○江坂自動車局技術政策課長 今回の金丸先生の御指摘は、私たちの資料の3ページの部分だと思うのですけれども、灯火器に関しては、例えば、最外側から400ミリ以内になければならないとか、これは、灯火器の取り付けの基準に関しましては、基本的には、国連で決められております、自動車の国際基準に準拠して決めております。

取り付けの基準は、かなり古くから決められているものですから、科学的な根拠というのは、探さなければいけないのですけれども、恐らく、国連の場で議論をされたときには、それなりのきちんとした技術的な根拠を示して、きちんと議論をして決めておりますので、ぜひ、そういう根拠を探して、次回御提出できれば御提出したいと考えてございます。

ただ、何分、古い基準なものですから、絶対にあるかどうか、ここで断言はできないのですけれども、できるだけことはしてみたいと思います。

○飯田座長 ありがとうございます。

同じく資料1-1の最後8ページ、農作業機を装着した農耕トラクターの公道走行ロードマップ、国土交通省よりいただいておりますが、直装タイプについては、本年度中に一定の制限で緩和を可能とする措置をとり、来年度が中心となって順次対応というスケジュー

ーリングかと思えます。

その一方で、牽引タイプについては、むしろ、一定の制限での緩和措置というのが再来年度、2021年度以降となるといったロードマップの策定となっておりますが、ぜひ、例えば、今年中に前倒しできる部分、または、前倒しできるタイプの機具などについて御検討を願えればと思えます。

○江坂自動車局技術政策課長 承知いたしました。できるだけ努力をしたいと思えます。

○飯田座長 それでは、時間が参りましたので、議題1については、以上といたします。

ありがとうございました。

本日の議論を踏まえますと、本件について、今年度中に再度ヒアリングの場のお時間をいただきつつ、国土交通省及び農林水産省におかれましては、本日の議論を踏まえていただきまして、今年度中の措置についてより具体的な内容または今年中に措置する内容の検討にかかわるロードマップを、ぜひ、両省連名で協議し、まとめていただければと思えます。次回のヒアリングで、その点を伺えればと存じます。

本日は、まことにありがとうございました。

(国土交通省、農林水産省、日本農業機械工業会退室)

(近鉄グループホールディングス株式会社、ダイキン工業株式会社、株式会社イワキ、尼崎市役所入室)

○飯田座長 続きまして、議題2は「新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について」でございます。

本日は、昨年御要望を出された近鉄グループホールディングス様の今後の植物工場に関する建設計画や、植物工場で使用されている空調設備、かん水設備といった、いわゆる原動機の周辺に与える影響、そして、建築基準法の用途規制の特例許可を用いて行った実例についてヒアリングを行います。

本日、お越しいただきましたのは、近鉄グループホールディングス株式会社事業開発部長、山本様。

ダイキン工業株式会社設備営業部長、宮川様。

同設備営業部、岡様。

同設備営業部、佐々木様。

株式会社イワキ製品戦略部主管、川村様。

同じく東京支店長、西川様。

同じく東京支店から、新井様。

また、尼崎市建築指導課長、山崎様。

同じく建築指導課、山際様。

では、まず、初めに近鉄グループホールディングス株式会社様より御説明をお願いいたします。

○山本事業開発部長 ただいま御紹介いただきました、近鉄グループホールディングスの

山本と申します。

昨年2月16日開催の、この農林ワーキング・グループでは、以前に植物工場を立ち上げたときの経験から、工場で使用する空調設備やかん水設備を原動機として取り扱うことの見直しや、そもそも植物工場の建設が制限されている用途地域の見直しについて意見発表をさせていただきました。

本日は、ここ近年の植物工場の動向や、それに合わせた当社グループにおける植物工場の検討状況につきまして御説明させていただきます。

それでは、表紙をめくっていただきまして、2ページをごらんください。

昨年も御説明いたしました、当社グループの植物工場の概要を簡単に記しております。

もともと鉄道の高架下での植物工場設置を目指しておりましたが、途中で断念して、奈良県吉野郡の自社用地内に工場を設置いたしました。

施設面積は約200平米で、日産で約1,000株、当時としては、そこそこの広さの植物工場でした。

なお、出荷先は、ほぼ大半がスーパーマーケット向けになっております。

次の3ページには、最近のビジネスモデルの変化につきましてまとめております。

当社グループでは、既に植物工場を6年半もやっておりますので、日々の生産活動は安定しておりますが、一方で販売活動につきましては、なかなか思うように進んでおりません。

具体的に申し上げますと、露地物の玉レタスは、最近の天候不順の影響を大きく受け、スーパーの店頭価格は、一玉100円から500円ぐらいの間で推移するため、500円の際は、植物工場産野菜の出荷量が多くなり、逆に100円の際は少なくなって在庫を抱え込んでしまいます。

つまり、現在の植物工場産レタスは、露地物の代替品という位置づけで収入がなかなか安定いたしません。

一方、こうした露地物野菜の価格の乱高下は、惣菜や弁当、サンドイッチに使う業務用野菜の安定調達にも影響が及んでおります。

そのため、最近では、加工業者が植物工場産野菜を原材料として安定的に一括して買い取るようになり、こうした需要に合わせて近年は業務用野菜を大量生産する植物工場がふえ、工場が大型化する傾向にあります。

こうした事例が4ページと5ページの新聞記事になります。

4ページは、三菱ガス化学とバイテックの事例になります。

三菱ガス化学は、赤線のところに日産2.6トンと書かれており、レタス1株100グラムとして日産で2万6000株になります。

一方、バイテックは、日産12万株という記載があり、これまでの植物工場の常識では考えられない規模になっております。

5ページをごらんください。

この記事は、セブンイレブン・ジャパンのものですが、写真下に日産3万トンとの記載から、同じく3万株程度の規模だと推測されます。

6ページをお願いいたします。

ここでは、今、御説明した植物工場事業のビジネスモデルの変化をまとめており、大型化の一方で、イチゴ栽培などの高付加価値化が進んでいるのが、現在の特徴となります。

同じく高付加価値化のところに、農家向けに各種苗を生産と記載しておりますが、植物工場内の安定した環境が品質のそろった苗の生産に適しているとの評価から、新たに工場が運営する植物工場と農家との分業体制が生まれつつあります。

次の7ページ以降は、当社グループにおける植物工場の検討事例になります。

まず、7ページの事例1は、第2号施設として、今から約4年前に計画したもので、場所は、大阪ミナミの難波から東へ約6キロのところにある布施駅の高架下になります。

ここは、既に賃貸用の建物があり、その空き区枠の1つで植物工場を検討したのになります。

なお、先ほど申し上げました近年の植物工場の大型化の動きを踏まえ、一旦この検討はストップしております。

次に8ページをごらんください。

こちらには、3つの事例を記載しておりますが、いずれも都市部のターミナル駅から近い距離にあり、物流面や労働力の確保でメリットがあります。

事例2は、事例1と同じく布施駅の近くに位置しており、事例3は、あべのハルカスがある大阪阿部野橋駅から4つ目と5つ目の駅の間にあります。

事例4は、京都駅の南側で、用途地域は工業地域になっております。

いずれも新たに建屋を建設することになりますが、細長い土地ながらもかなりの大きさの植物工場を建てることができ、有力候補地としてリストアップしております。

最後、9ページをごらんください。

こちらの事例5は、昨年3月に閉店した近鉄百貨店桔梗が丘店の2階、3階フロアに植物工場の設置を計画したものになり、用途地域の問題があるものの、既に図面も描いております。

現在は、外部から別の用途で建物を使用したいとの申し出があり、その交渉を優先するために、行政との協議は、まだ行っておりません。

このように、当社グループでは、植物工場設置のさまざまな検討を進めております。

植物工場を町中でも設置できるようになれば、さらに検討を深めていくことができますので、改めて立地規制の見直しをお願い申し上げます。

本日の私からの説明は、以上となります。

ありがとうございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、空調設備、かん水設備の御説明に入る前に、昨年植物工場の議論をしまし

たときに、データセンターとの比較といえますか、データセンターは工場扱いされていないのに、植物工場が工場扱いされるのはおかしいではないかという文脈で議論がありましたので、この点につきまして、事務局から説明願います。

○小見山参事官 事務局説明資料という横長の1枚紙に基づいて御説明申し上げます。

近鉄様の花吉野の植物工場と、代表的な大規模なデータセンターについて1件調べて比較したものであります。

まず、建物面積は植物工場が200㎡に対して、データセンターは5,000㎡以上。

規制上の用途でございますが、昨年議論したとおり、植物工場については工場、大規模なデータセンターについては、自治体によって異なるようですが、例えば、川崎市の場合は事務所等、館林市の場合は電算室、その他ということで、両方とも用途規制がかかっていないということでもあります。

空調の能力でございますが、植物工場は5.7～20kW、データセンターは50～300kWと。

ポンプ1台当たりの水の流量は、15～17ℓが植物工場で、4,000～7,500ℓがデータセンターであるということでもあります。

ポンプのモニターの出力でございますが、70～90Wが植物工場であるのですが、データセンターに関しては35～75kWということで桁が違うということもございます。

1つ飛びまして、交通量でございますが、これは、植物工場については10～12台、従業員の行き来も含めて、こういうことになっております。大規模なデータセンターに関しては、従業員を含め、車の出入りは少ないということもございます。

きょうは、エアコンメーカーのダイキンであるとか、ポンプメーカーのイワキに来ていただいておりますので、可能であれば、データセンターと比較した場合、どうかということについて言及をいただくとともに、この資料をブラッシュアップして、国交省と用途規制について議論をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、ダイキン工業株式会社様より御説明願います。

○宮川設備営業部長 ダイキン工業の営業の宮川と申します。

本日、このように空調設備についての御報告の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、今回、空調についてということで、初めての御説明というふうにも考えておりますので、まず、最初のところは、どういうシステムがあるかとか、どういう大きさのものがあるかというようなことを含めて、簡単に商品シリーズの概略、そういうところを含めて皆さんに御理解いただけるようにというようなことで、資料を作成させていただいております。

その後、きょうもあります植物工場、そういうところだと、その中で、どういう系が使われているかというようなところを含めて御説明ということで進めさせていただきたい

と思います。

そうしましたら、説明のほうを資料に基づきまして、岡のほうから進めます。よろしく  
お願いいたします。

○岡様 ダイキン工業の岡といいます。よろしく申し上げます。

早速始めます。

3 ページ目に、今、紹介がありましたとおり、大きな空調システムの分類ということで  
記載しております。

パッケージ空調方式、こちらは、どちらかというと、小型の空調機になります。セント  
ラル空調方式、こちらは大型の空調機になっております。

そういった概要を踏まえまして、具体的にどういった用途で使うかということをも 4 ペ  
ージ目に記載しております。

家庭用、業務用、あと、小型、大型ということで大きく分類しております。

先ほど、説明がございました近鉄ふぁーむ花吉野様で御採用いただいておりますのが、業務  
用の小型部分、小型パッケージエアコンというものを採用していただいております。

用途的には、住宅ベースのマンションから工場まで多岐にわたって採用をいただいでい  
るというような実情でございます。

次、5 ページ目にパッケージ空調方式の内容を記載しております。

今、紹介しました小型パッケージ方式は、左の上部、空冷式・セパレート型・シングル  
タイプということで、室内機と室外機を冷媒配管でつないでおるとというのが一般的な形態  
でございます。

次、6 ページ目に、大型の方式であります。パッケージ空調方式、セントラル空調方式  
の中で、水を使うシステムになっております。

1 個の大きな熱源機に対しまして、二次側の機器を多数配置するというようなシステム  
になってございます。

こういった内容を踏まえまして、次の7 ページ目になります。

システム設計の上で、どういったことに注意するかという点を簡単にまとめてございま  
す。

この内容は割愛させていただきますが、次の8 ページ目に、この内容を踏まえまして、  
植物工場では、どういった設計をするかということで記載しております。

多くは、小型パッケージ型のシングルタイプの採用が多くなってございます。

この考え方としましては、故障時の危険分散や、空調負荷の変動に対応しやすいという  
利点だけではなくて、台数を最小限にとどめることで、騒音などの外部に与える影響を抑  
制できるというような大きな利点がございます。

一方、データセンターといいますと、非常に空調負荷の大きい用途でございますので、  
仮にシングルタイプで計画した場合も、非常に能力の大きいものが必要になってきてござ  
います。



そういったことを踏まえまして、9ページ目になります。

室外機や熱源機における騒音について簡単に記載しております。

現状、各自治体の法、条例などで騒音規制法というのが規制されてございます。私ども、こういった規制法に準拠するために、こういった対応をするかということで、前提としまして、機器側で非常に音の低いものを採用するというのを大前提に考えていただいております。

その上で、現地側の対応としまして、機器側へのサイレンサーの取り付け、機械の排気部分だけのものと、あと、機械全体を覆うもの、あとは、機器の配置を検討してございます。

建築側での対策としましては、大きな壁で囲う、こういったことで対応してございます。

こういったことを踏まえまして、最終ページになります。11ページに、実際の対策の内容を簡単に写真で記載してございます。

基本的には、室外機単体で準拠するのがベターなのですが、いろいろな工夫を加えまして、法律に準拠するというので対策をとっているということになります。

以上、私からの説明になります。

ありがとうございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、株式会社イワキ様より御説明を願います。

○新井東京支店東京営業1部副部長 どうも皆様、こんにちは。株式会社イワキの東京支店営業1部の新井でございます。きょうは、どうも、よろしく申し上げます。

では、簡単に御説明させていただきます。

液肥は、結構酸性の液体が多いものですから、錆びないポンプとして、マグネットポンプをご採用頂いているケースが多いと思います。

実際、植物工場では、どのように使われているのかというところ、資料の一番最後のページをごらんになっていただけますでしょうか。

9ページでございます。

これは、右上のほうに栽培槽というのがございます。ここで栽培ベッドが並んでいるのですが、ここに対して液肥を供給します。下の調整槽で薬品というか液体肥料を希釈し、ここでつくった薄い肥料を栽培槽に供給し、循環して回しているというような用途で大体使っていただいております。

このような循環用途で使うのですけれども、ここに使われているポンプは、それほど大型のポンプではないと思われまして。

4ページをごらんになっていただけますでしょうか。

この大きさの比較はイメージなのですが、一番左が、よく一般工場で使われているような大きなポンプ、今回の資料では、弊社製の11kWを記載しました。先ほど、事務局の方から御説明いただいたデータセンターのポンプの水量ですと、これよりもはるかに大

きいです。35～75kWということなので、ポンプとしても相当大きなものがついていると思います。

今回、使っていただいているポンプは、一番右端の緑色の小さいポンプで、動力は50～60W程度のモーターになります。今回、近いものをお持ちしました。これでございます。大体このような大きさのものでございます。

モーターだけになりますが、これに電源を入れて回してみてもよろしいですか。

モーター単体では、この様な感じの音になります。あとは、水切り音とか循環音が「ちゃぷちゃぷ」聞こえる程度だと思います。このようなポンプで、液肥を循環してもらっています。

一般的には、部屋の中に設置されることが多いです。屋外で使えるような構造にはなってございません。このような錆びないマグネットポンプを我々は製造しております。概ねこのような感じのポンプでございます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、尼崎市役所より説明願います。

○山崎建築指導課長 尼崎市建築指導課長の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、尼崎市において、平成25年9月に許可いたしました、阪神野菜栽培所の事例について、資料に沿って御説明いたします。

右下にページ番号を記載しております。

2ページをごらんください。

尼崎市全域の用途地域図でございます。緑、黄色に着色された部分が住居系の用途地域で、水色が工業地域、青色が工業専用地域となっております。

今回の敷地の位置は、赤い印で示すところで、阪神尼崎センタープール前駅の高架下に立地しております。

3ページをごらんください。

こちらは、周辺の用途地域図の拡大図でございます。敷地は赤枠で示すところで、用途地域は第一種住居地域、第二種住居地域にまたがっております。

敷地の過半の属する区域である第一種住居地域内の用途規制を受けることとなります。

また、南側が第二種住居地域となっております。

4ページをごらんください。

周辺建物用途の現況図でございます。黄色が住宅を示していますが、敷地南側は、主に住宅が立地し、一部業務施設などがあります。敷地北側には、尼崎センタープールという競艇場が立地しております。

5ページをごらんください。

こちらは、航空写真でございます。赤枠で示すところが敷地でございます。

6ページをごらんください。

許可当時になりますが、周辺の現況写真でございます。

また、敷地南側の道路ですが、青色の矢印で示す範囲は、歩行者専用道路となっております。

7ページをごらんください。

搬入・搬出ルート図でございます。赤色の矢印が搬入ルート、青色の矢印が搬出ルートとなっております。

8ページをごらんください。

周辺に対する影響でございます。この影響に係る検討項目につきましては、騒音、振動、粉じん、煙、交通混雑、路上駐車対策、爆発危険など、事業内容によってさまざまな項目が想定されます。

この中で、主に影響があると想定されました交通混雑と騒音についての検討結果を御説明いたします。

交通混雑につきましては、計画車両台数は10台と少なく、周辺の交通に支障を及ぼすおそれはございません。

また、騒音につきましては、空調及び冷蔵庫の室外機・冷水チラーは、北側の競艇場側に向いて配置され、南側の住環境への影響を抑えた計画としております。

表に、この地域の時間帯別の騒音規制値を記載しております。

単位は、デシベルでございます。夜間が最も厳しい45デシベルとなっておりますが、騒音予測値は規制値を大きく下回る数値となっております。

9ページをごらんください。

第一種住居地域における建築基準法48条の許可条文の抜粋になります。

5項において、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでないとして規定されております。

また、15項において、許可するに当たっては、許可に利害関係を有する者の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行い、建築審査会の同意を得なければならないとして規定されております。

10ページをごらんください。

48条、ただし書き許可に当たっては、それぞれの用途地域の環境や利便を害するおそれがないこと、公益上やむを得ないことのほか、その場所での必要性、周辺に対する影響などを十分に検討し、利害関係を有する者の意見、建築審査会の同意が得られるかなど、下記①～③を踏まえ、ただし書き許可の適否等を判断しております。

①が、特定行政庁が申請を受けつけている判断基準の例でございます。

申請建築物の用途、規模及び作業の内容から周辺に対する影響が少ないと認められるものや、既存不適格建築物(用途地域が変更されて法48条の規定に適合しなくなったもの)の建てかえ等であって、当該建てかえ等により周辺に対する影響の改善が図られるものになります。

②が公聴会でございます。

利害関係を有する者の意見の内容になります。

③が建築審査会の同意でございます。

上記①、②及び特定行政庁の許可の考え方の内容を踏まえ判断いたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの各説明について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

では、少し私からなのですけれども、まず、近鉄ホールディングス様につきまして、鉄道高架下、そして、商業施設跡地についての農業生産拠点の展開を展望されていらっしゃるということで、例えば、用途に関する規制というのが緩和されましたら、よりビジネスを広げていくといった計画であったり、事前の予想等はございますでしょうか。

○山本事業開発部長 説明の中にもありましたように、我々としましては、今回、奈良県のほうでやりまして、やはり立地というのが非常に重要なこと。説明の中で申し上げましたように、例えば、物流面のコストでありますとか、あとは、労働力の確保という面によりまして、やはり、地方でやるよりも町中でやったほうが、よりビジネスとしては成立する可能性が高いと思っておりますので、そういう規制緩和ができましたら、ぜひ、もう少し前向きに検討していきたいと思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、また、ダイキン工業様とイワキ様に伺いたいと思うのですが、先ほど、イワキ様から見させていただいたポンプですと、本当に携帯電話のバイブレーターよりも弱いぐらい音がしないわけなのですが、それは、一般的には何に使われるモーターなのでしょうか。

○新井東京支店東京営業1部副部長 ポンプなので、一般的に水を送る、水を循環するところにはどこにでも使われています。

特にマグネットポンプは、例えば、魚の水槽の循環ですとか、海水魚の水槽の循環とか、そういうところで使ってもらっています。

最近では、植物工場とかの液肥の循環でご利用されているケースも多いです。錆びないというところで使っていただいているのだと思います。

現物を見ていただくと分かりやすいのですが、樹脂製のポンプです。錆びない事と、液漏れせずに使えるというところがあるので、このようなご用途で小型のマグネットポンプは結構知名度はあるのかと思います。

○西川東京支店長 海水とか水だけではなくて、私どもケミカルポンプメーカーでございまして、半導体とか、化学とか、食品とか、そういったところの薬液ですね、要するに耐蝕的なものを考えて、金属、ステンレスとか、鉄とかでは腐食するようなものを対象にしています。先ほど見て頂いたポンプの材質は、ポリプロピレンという樹脂です。これで耐

蝕的に難しければ、その上にテフロンという材質があります。耐食材料で、しかも、シール部がないという密閉された構造なので、液漏れがない。その様な特色があり、作業環境上、強酸、強アルカリを使用するところで採用されています。今回のような植物工場での液肥とか、海水とかの液体でのご使用は、ポンプとしてはある意味、非常に楽な使われ方という言い方はおかしいですけれども、そういうふうを考えておりまして、植物工場にもかなりの実績がございます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

もう少し大きな、いわゆる大規模な植物工場ですと、やや大きな、例えば、いただきました資料の4ページの190キロのポンプということなのですが、これを、例えばむき出しで使った場合、音というのは何デシベルぐらいになるのですか。

○新井東京支店東京営業1部副部長 11kWをむき出しで使いますと、これは、モーターも大きいので、モーターを冷却するためのファンの風キリ音が目立ちます。1m離れたところで大体実測で82デシベル位になると思います。

○飯田座長 防音対策を講じると、例えば、施設の外ではそんなに聞こえないといえますか、いわゆる基準はクリアーできるレベル。

○新井東京支店東京営業1部副部長 部屋の中に入れてもらうとか、防音壁までいかなくても、部屋の中に入れるだけで外から聞こえる音は小さくなると思います。聞こえるものは風切り音ぐらいのもので、から、「カンカン」と響くような音ではありません。

○西川東京支店長 写真で見ている大きなポンプですが、水耕栽培、要するに実際の植物工場では、ここまでの大きなポンプというのは、多分使われないとはいえます。

実は、この間にも中型のポンプがあって、毎分200ℓとか300ℓぐらいの能力のものになります。2.2kW位と考えると、さっきのデシベルよりも、もう少し下がると思います。この写真のポンプ(11kW)は毎分500~600ℓ出せるものであり、大きな一般工場で使用するサイズでございますので、この下のサイズとして中型がでございます。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

ほかに、何か質問はありますか。

どうぞ。

○本間専門委員 御説明ありがとうございました。

実態としては、非常によくわかったつもりなのですが、少し先走ってしまっていますが、最後に御説明をいただいた尼崎市に質問させていただきます。これから、植物工場はいろんな意味で期待されていますし、それから、農業全体にとっても大きな位置づけになっていくのではないかという気がするわけです。

その中で、特例許可を判断する時間というものをもっと短くしていただきたいということがあって、そのときに、いろいろ手続としては、最後にありましたように、判断基準の

例だとか、それから、公聴会、さまざまな手続があるのですけれども、1つには、なるべく時間を短縮するためには、どういう方法があるかということが1点。

もう一つは、判断を行う場合の基準といいますか、それが、各自治体とでばらばらだと、非常に問題が出てくるのではないかということなので、そのあたりに関して、例えば、中央官庁にガイドラインだとか、そういう判断の基準をつくってもらおうとか、示してもらえれば、さっき言った手続の簡素化あるいは時間の短縮ということにつながっていくのではないかと思うのですけれども、そのあたりは、いかがでしょうか。

○山崎建築指導課長 時間の短縮も、判断のばらばらの件も、ある一定許可事例が蓄積されて、どんな場合に許可しているのだと、あと、住民からどんな意見が出ているのだというところが、ある程度固まってくれば、それを示していただければ、判断軸がつくものと思います。

それで、入り口時点でシャットアウトされている自治体もあると思うので、その辺、国のほうから、例えば、第一種低層住居地域にコンビニエンスストアができないのですが、こういった対策で許可しているという事例紹介を技術的助言で多数国のほうも出されていますので、そういったものを示していただければ、時間の短縮にもなりますし、我々も植物栽培所を市内の工業地域に1カ所試験的に阪神電鉄がつくられて、その現地も見させてもらった上で進めているので、その前に、工場という時点でシャットアウトされるのがなくなれば、当然、判断がばらばらにもならないと思います。

でも、自治体によって背景というか、いろんな市の施策とか、そういったものとの関係もありますので、技術的助言が出たからといって、全部が許可してくれるとは限らないと思います。簡単ですが、以上でございます。

○本間専門委員 おっしゃることはよくわかります。それから、手続についてもそうだと思うのですけれども、やはり、現実のスピードと照らし合わせていったときに、データの蓄積をどこまで待つのだという話があると思うので、各自治体でいろんな事例が挙がってきたものを積極的に中央官庁のほうに提出して、うちはこういうことでやっているのだよと、それで特に問題も起きていないということをどんどん積極的に出していただいて、それで、ある程度の判断が、地方のほうでできるような状況をつくっていくということに御尽力いただきたいと思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

実際、こういった許認可、先ほどコンビニの例をいただきましたけれども、実際、ある程度の基準、目安、ガイドライン的なものができること、ある意味、各自治体としても、これはやってよいことなのだという意識の改革にもなるかと思えます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、ちょっと1点なのですけれども、すごく細かい話で恐縮なのですが、ダイキン様に資料の10ページをごらんいただけますでしょうか。

室外機、熱源機における騒音というところで、花吉野で採用されている室外機ですと、

騒音値が定格性能で大体50ということなのですからけれども、これは、例えば、壁であったり、何らかの囲いを設けることで、どのぐらいまで低下するものでしょうか。

○岡様 まず、この50という音なのですからけれども、機器直近、大体1メートルぐらい離れたポイントでの音になっております。当然、距離が遠くなれば、音は小さくなります。壁を設けたりとか、そういう対策があります。

おおむね、その用途によって規制値が変わりますので、例えば、東京都ですと、40デシベルというのが非常に厳しい条件なので、対策を踏まえることによって、マイナス10から15、この数字でいくと、大体40、35デシベルまでは低減可能かなと思います。

○飯田座長 つまり、非常に厳しい、いわゆる一種低層でも対応できるところまで、そこまで特殊な技術ではなく下げることが可能だということでしょうか。

○岡様 はい、そのとおりです。

○飯田座長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問、いかがでしょうか。

では、議長代理。

○金丸議長代理 最後に再確認をしたいのですけれども、きょう、かなりいろんな論点がクリアになってきたと思っております、本当にありがとうございます。

もともとは、植物工場は工場に該当するという話があって、工場の定義は何かということ、原動機があることとありまして、原動機とは何かという、そんな議論を国交省と突き詰めていたわけですが、きょうは、騒音のこととか、そして、現実に尼崎市が既に対応されていらっしゃる実例があるというようなことをヒアリングできまして、本当に有意義だと思っています。

最後に確認なのですけれども、先ほど、本間専門委員から、国がやるべきこともあるのではないかというような御指摘があったのですが、近鉄は、前回の御説明では、大阪から京都、三重、例えば、高架にしてみても、広域にまたがるというお話がありまして、尼崎市みたいな対応があれば、それは大いに結構なのですけれども、隣の市に行くと、また違った対応があると、広域で計画が成り立たないということがありますので、その点においては、国にきちんと広域も含めて整理をしてほしいとお考えだと思っておりますので、国にきちんとしてほしいとお考えだと思っておりますので、その点においては、国にきちんとしてほしいとお考えだと思っておりますので、その点においては、国にきちんとしてほしいとお考えだと思っておりますので、その点においては、国にきちんとしてほしいとお考えだと思っております。

○山本事業開発部長 そうですね。やはり、自治体によってそれぞれ対応が違うというのは、我々民間からしましても、一つ一つ確認しなければいけないことですので、ある程度統一的にやっていただくことをぜひ期待したいと思います。

○飯田座長 ありがとうございます。

そのほか、特にならなければ、少々早いのですが、以上とさせていただきます。

本日は、皆さん、ありがとうございました。

本日の議論により、空調・ポンプメーカーから、植物工場の騒音・振動の実態を確認す

ることができたかと思えます。実際、いわゆる工場における規制に当たるような大きな騒音が出る現実的な状況はないと。これを踏まえまして、改めて国土交通省から用途規制の見直しに向けた検討状況をヒアリングしてまいりたいと存じます。

また、近鉄グループホールディングス様から今後の事業展開の方向性として、拡大というのも企図していらっしゃる、その中でも鉄道高架下、そして、商業施設跡地、こういったものが有力な候補になるのではないかと。

今後、大規模な商業施設の空き家化というのが生じる、経済状況にあるかと思えます。こういったものの円滑な利活用自体も、これはもちろん植物工場に限らず重要なテーマになるかと存じます。

また、尼崎市様より、これまでの事例を踏まえまして、やはり、ある一定線の基準であったり、または経験の蓄積を通じた特例、実際のところ、規制緩和の方向性が決まっても、あしたから全部規制緩和になるわけではありませぬので、その間の、いわゆる自治体の対応についても非常に技術的な助言が必要であるといった御意見をいただくことができたかと思えます。

これらを踏まえまして、用途規制の見直しが行われるまでの対応について、ヒアリングをしてまいりたいと思えます。

本日は、ありがとうございました。

(近鉄グループホールディングス株式会社、ダイキン工業株式会社、株式会社イワキ、尼崎市役所、専門委員(農業)退室)

(農林水産省、専門委員(林業)入室)

○飯田座長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題3は「国有林からの木材供給及び木材の生産流通に関する新たなスキームに関する法改正の検討状況について」であります。

本議題については、昨年11月の農林ワーキング・グループにおきまして、農林水産省より現状と課題と改正法の方向性について説明いただき、議論をいたしました。

本日は、本国会に提出を予定している法律案の骨子につきまして、農林水産省よりヒアリングを行います。

では、御説明をお願いいたします。

○本郷次長 林野庁の次長の本郷でございます。きょうは、よろしくお願ひいたします。

資料3-1と3-2がございますけれども、3-2で御説明をさせていただこうと思ひます。

今、座長からお話がありましたように、昨年御説明した中身を、少しおさらいをさせていただきたいと思ひますけれども、1ページ目でございます。

昨年民有林につきまして、森林経営管理法という法律をつくりまして、真ん中の絵にあるように、市町村が森林所有者から放ったらかしにされているような山の経営管理権を受けまして、一番右側にある意欲と能力のある林業経営者、ここに経営管理実施権というよ



うな形で経済ベースに乗るものをまとめていきたいという構造の法律をつくらせていただいただけですけれども、この意欲と能力のある林業経営者というのを育てていかなければならないということで、そのためには、安定的な事業の量を確保していくことが大事だろうということで、そういう民有林の状況のあるところで、国有林がお手伝いできるところを、長期安定的に木材を供給するような仕組みを、今回考えたいということでございます。

一番下の国有林にございますように、現行の仕組みは、毎年毎年伐採する場所を決めて、そこを入札をかけて買ってもらうというようなことをやっているわけでございます。これは、区域として大きくするつもりはなく、5ヘクタール以上は伐らないとか、そういうルールを国有林で決めておりますので、そういうのを1年ごとにやっていくわけですが、そうすると、次の年、2年目、3年目と入札で落とせるかどうかわからないということでは、事業量が安定しませんので、なかなか設備投資ですとか、人材の投資だとか、そういうことがしにくいという状況がございまして。

こういうものを今後、きょう、御説明をする仕組みでは、一定の区域に伐採をする権利を設定しまして、これを樹木採取権といいますけれども、その区域の中の伐採を国有林の伐採のルールに従って伐っていただくということをお願いするような形で、今後の供給量の増加分の一部をこういう形でやりまして、意欲と能力のある林業経営者の事業の安定にお役に立てればと思っております。

後ほど、御説明しますが、この規模等については、今の左のところに※印で書いてございますけれども、今、立木を購入している林業経営者の平均の立木の購入面積、約20ヘクタールで年間6,000立方程度ということでございます。

こういうものを想定して、この区域については、右側にございますけれども、数百ヘクタール、年間数千立方程度の場所というようなことで実施できればと考えております。

2ページ目以降、イメージというのを、前回御説明をさせていただきましたが、それを今、法律にどういう方針で落としているかということ左右に分けて書いてございます。

まず、立木の伐採における権利ということで、左にございます一定の期間内、一定の区域で、一定の期間内というのは10年を基本とし、上限は50年間ということですが、事業者が立木の伐採を行うことができる物権的権利を創設ということにつきまして、右側でございます。法律に樹木採取区というものを設定しますということでございます。

それから、この樹木採取区については、2ポツ目にございますように、国有林と民有林に係る施策を一体的に推進することにより、地域における産業の振興に寄与すると認められるような場所で設定をしたいと考えております。

2点目、樹木採取権ということでございます。これは、今、申し上げたように、一定期間、安定的に樹木採取区に生育している樹木を採取する権利。樹木の採取権という名前でございますけれども、設定することができる。これは、物権として見なす、みなし物権としたいと考えております。

樹木採取権の存続期間が、上限50年ということで、50年というのは、一般的な人工林の

造林から伐採までの一周期ということで法定したいと思っています。

運用としては、左側にイメージとしてお示ししたとおり、10年を基本として設定したいと考えております。

その下の括弧書きは、先ほど申し上げた、今、やられているような方々が、これによって育成されるような規模というようなことで考えております。

3ページ目でございます。

この権利については、対価を徴収するという考え方を持っております。

右側の対応方針ですが、1、権利の設定料ということで、樹木採取権の設定に関して、採取権の設定の対価として権利設定料というものを徴収するというように考えております。

これは、樹木採取区ごとに国が一定の事業量の確保に伴う事業のコスト低減の効果、そういうものを踏まえて、国の財産を独占できるということの裏腹で権利の設定料というものを徴収したいと考えております。

この権利の設定料については、小規模な方々でもお払いできるような分割払いというようなことも可能にしたいと考えております。

樹木料の徴収でございますけれども、この権利設定料とは別に、毎年伐る樹木の採取については、樹木料を国に納付しなければならないということでございます。

運用の考え方は、その下でございますように、ちょっと変な図がございますけれども、申請時に市場価格のようなものに対して、どれぐらい高く買うかというものを提示していただいて、公募したいと考えています。この公募をしたときの、その提示額の割合に従って、例えば、10年間であれば、10年間の間に相場が変動しますけれども、その変動した相場に、この比率を掛けて樹木料を徴収するという考え方で、簡単に言うと、国有財産を少しでも高く買ってもらいたいということでございます。

3点目、4ページでございます。

権利設定を受ける者は、どういう者かということでございます。

先ほど申し上げた、森林経営管理法に定める意欲と能力のある林業経営者及び同等の者ということで検討してはいますが、法文の書きぶりにつきましては、①に加えて、②でございますけれども、これは、国有林から伐る量がふえて、民有林のマーケットを圧迫するというようなことにならないように、国有林から出る新たな供給の材については、木材の利用拡大をしていただけるような新規事業を開拓する川中の事業者あるいは川下の事業者、こういう方々と取引関係を確立することが確実に認められるという、新しい事業をちゃんとつくってくださる方にしかお売りしないという考え方で進めております。

運用として、意欲と能力のある林業経営者として都道府県が公表をしている、これは4月1日から公表されるわけでございますけれども、公表しているもの、そして、国有林でしか仕事をしていないものは、これに入っていない場合がございますので、これと同等のものというもので考えております。

林業をちゃんとやっていらっしゃる方を採択するという考え方で、投資だけ目的とする

ような、そういう方々は対象にならないと考えております。

樹木採取権の設定を受ける者の公募の方法ですけれども、樹木採取区を設定したときに、採取権の設定を受けることを希望するものを公募するというので、この公募については、複数の事業者が連携している共同組合等の法人をつくって申請することも可能にしております。

実際に選定する際には、1番の①、②のような必須条件に適合しているものの中から、先ほど、お話をしました樹木料の算定の基礎となる申請額、それから、実際に事業の実施体制がちゃんと整っているかどうか。そして、地域における産業の振興に対する寄与の程度というようなものを勘案して、都道府県知事に協議の上、採取権者を選定したいと考えております。

次のページ、5番目です。

国有林は、公益的機能の発揮を原則として事業をしていきたいということでございます。その公益的機能をちゃんと確保するためということで、樹木採取権を取っていただいた方と農林水産大臣に具体的な施業の計画を出すとか、先ほど申し上げた川中・川下事業者との木材の安定的な取引の状況ですとか、そういうものを内容に含む契約を、樹木採取権実施契約と書いてございますけれども、そういう契約を結ぶということで考えております。

この内容については、今、公益的機能を確保する観点から、農林水産大臣が定める基準というようなもの、あるいは地域管理経営計画に適合するものということで、先ほど少し国有林の自分たちの伐採ルールとございましたけれども、5ヘクタールというのを1つの伐採面積の上限としているとか、尾根や溪流沿いに保残帯を設けるとか、あるいは単年あるいは5年間で上限を設けているとか、そういうルールを守ってもらうような契約にしたいということでございますし、この実施契約は5年ごとに締結するというようなことで現場の状況に合わせて実施契約を結んでいきたいと思っております。

樹木の採取権を持った方に指導をするという意味合いで、そこに書いてございますけれども、報告を求めて調査し、指示ができるということを大臣の権限として持たせていただいて、正当な理由なく指示に従わないときには、権利を取り消すこともできるというような規定を置いております。

また、今、申し上げた国有林の伐採ルールに適合しない伐採を行う等、実施契約において定められた事項について、重大な違反があったときにも樹木採取権を取り消すことができるという規定を置かせていただいております。

報告については、必要に応じて求めるということと、毎年ちゃんと状況を定期的に報告していただくということにしております。

次のページ、再造林の取扱いでございます。

これにつきましては、再造林を効率的にやるためには、伐採と一貫して行わせることが必要だと考えております。

また、その造林したものは、国の所有物とすることが必要ですので、これは、国が経費

を支出するという考え方でございますけれども、右側でございますように、農林水産大臣は、その樹木を伐った後の植栽の効率的な実施を図るために、樹木採取権者に対し、植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとするということで法文上は書いております。

運用として、これをどういうふう to 実施していくかということでございますけれども、再造林を樹木採取権者が受託して行うことを内容に含む、先ほど申し上げた樹木採取権実施契約というものを締結して、そういうことを締結するということを公募時に提示をしまして、その条件をわかった上で応募していただくというような形で樹木採取権者がちゃんと再造林を一貫して行うことができるように担保していきたいと考えております。

経費は国が支出するというので、造林木は国の所有物になって、国がその後も管理していくという考え方でございます。

最後に資金供給の円滑化ということを御説明しておりましたけれども、これは、先ほど申し上げた木材の需要拡大を実施していただくためにも、川中の業者、あるいは今回そこに書いてございますような川下の事業者、これは中小の住宅生産者、こういう方を新たに位置づけまして、この木材の安定供給の確保に関する特別措置法の対象に位置づけまして、そういう方が川上、川中、川下の事業者として共同して木材の需要を大きくしていくということ、安定的な取引を確立する事業計画として作成して知事の認定を受けた場合には、農林漁業信用基金による債務保証あるいは低利の資金融通という措置を講じていくと、こういう中身を法律に落とし込んでいるところでございます。

私のほうからの説明は、以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についての御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○白井専門委員 御説明どうもありがとうございます。2点、御意向をお聞きしたいです。

1点目、FAOは、世界的に木材は足りなくなると予想しており、一方で、日本列島は、森林資源は量的にはあり、増え続けています。そこで我が国として、海外に打って出る将来ビジョンはお持ちですか。日本列島は、まだ、とても木が育ちやすいです。この日本の世界的なポジションをどう生かすか、どうお考えでしょうか。

もう一つは、国有林の制度をうまく設計することで、地域の発展に大きな役割を果たすと思います。そこで、地域の発展について、その制度設計について、どのようなことに留意されているか教えていただきたい。これが2点目になります。その参考に、FITで、地域は、このまま放っておけない状態になっており、早急に、この場で情報を共有させていただきたいです。少し話します。

バイオマスは、カスケード利用が前提で、採用樹種の含水率と、その乾燥、また、木材を運ぶコスト、林業は木を動かすことに一番コストがかかります。あと、混焼条件など、これらの条件を勘案すると、おのずと施設のスケールと位置が決まってきます。

まず、建築などの用材をとり、その残りですね、これまでお金にならなかった所を、山に放置していた所を熱併給発電に使うことで、木一本の価格、山の資源全体の価格を上げて、再造林費を山に還し、コジェネで地域のインフラ整備なども兼ねるわけです。山の麓にある農山村には、いろいろな意味でインパクトのある地域振興になります。

国有林は、特に奥山です。

原料全量を、まずは外国からというプラントもあるようです。外材、木質系ですね、これまでもその国の政策ひと振りで高騰したり、また突然入ってこなくなった経験も、我が国はしています。こんな不安定な資源に電源供給を頼ること自体に疑問があります。また、その土地に還る資源を奪取していても、海外から、例えば椰子殻などですよ、ごみを持ってきて燃やしていると言われたら、電気代に一行増えた、再エネ発電賦課金、これが何を意味するのか釈然としません。家計には森林税よりも一桁違う負担がございます。

そして、この外材依存であった大型の発電単独施設が国産材を、プラントが必要とする1、2割要求したとしても、それは莫大な量です。大型の施設は高く買う余裕があるので、少しでも値を上げて国産材を買いつけられると、木材価格全体が下がり出します。さらに徐々に育ち始めた地域の中小施設、コジェネプラントなどですね、この地域社会に密着した中小施設に突然資源が入らなくなり、一気に倒産させてしまう心配もされています。

バイオマスの発電効率は低く、発電でさらに採算を上げようと大型化し、もうそこは、ほかの原料のほうが、よほど理にかなっているという、無理な木、木質系の使い方は、FITの期間、一時的にお金になるという以外に、本質的な意味を見い出せません。つまり、どちらに振れても地球環境や地域社会に対して問題を起こす可能性があるということです。

国産材のカスケード利用の中に位置づくバイオマスならば、それは再エネであり、再造林もでき、関連産業も潤い、地域全体の持続性にも寄与します。しかしこの一方で、中には、既にそれは再生可能エネルギーなのかすらわからないものがあると思います。

九州の伐採放棄地も問題になっています、制度上、起こり得ないことが現実には起こっています。宮崎県は成長量以上に過伐されているようで、このままですと資源が続きません。全国各地で宮崎の後追いになることも、心配されています。

我が国は、過去に山に木がなかった歴史もあり、その当時、大災害が発生していました。現在、木を伐っても補助金、売ってもFITです。補助金をもらって伐木を切り出し、バイオマスに売るだけのところも出てきています。特定の方が、今、お金を得られるだけで、その制度が終了したら、継続困難な官製ビジネスです。

四国では、本来、用材にできる良質なもので大量にバイオマスに向かい、資源の切り売りで、いろいろな心配がされています。山に入らなければ、どこの木をどう伐っているかはわからないわけです。四国は、中央構造線も走っており、よい木も育つと言われていきます。しかし同時に、崩れやすいとも言われ、さらに木材価格全体がバイオマスにあって下がってきています。幾ら高くなってもバイオマスが主流の木材消費では持続性は得られません。制度が終了したら資源も取れず、さらに山地災害も発生しやすくなった山が残り、

どこまで再エネなのか、それを問う以前の問題が発生しています。

国有林の資源についても、例えば、大型の発電単独施設への供給をFITの対象にするなど、現状の状況に及んで、あり得ません。このままですと、取り返しのつかないこととなります。国有林の制度設計に参考にしていただくとともに、現在の状況について関係省庁と早急に対応をとっていただきたい。

以上です。

○飯田座長 多岐にわたる話題なので、どのようにいたしましょうか。

○本郷次長 私のほうから、まず、1点目の世界的に木材が不足する状況があるのだけれどもということ、日本としてどう考えていくのかと。我々としては、世界に木材を輸出するという事について、積極的に拡大をしていきたいと考えております。

既に、この輸出の計画については、設定した目標を超えるところまで来ておまして、さらに進めていきたいと思っておりますけれども、先生、御案内のように、輸出ということに関しては、大変量を求められるという、裏腹と言ったらなんですけれども、なかなか日本の今の現状で、大量なものを求められるということに対して厳しいところもございます。そういうことをよく勘案しながら進めていきたいと思っております。

今、急速に増えているのは、アメリカの米杉というものが、資源が枯渇し始めておまして、米杉が使えなくなったということで、日本の杉を、これは外構材、いわゆる外側、エクステリアに使うものに急速に日本の杉を欲しがっている状況がございます。そういうものに対して需要がふえているというのも事実ですが、そういうビジネスチャンスをよくつかまえて進めていきたいと思っております。

2点目、バイオマスに関する御指摘をいろいろいただきました。本来、製材用材になるようなものをバイオマスに売って、自分の収入を減らしているようなことにならないように、我々、森林所有者の方あるいは素材生産業者の方にきちんとお話をしていかなければならないと思っております。

持続的な林業経営を続けていくためにも、ぜひ、必要なことです。この持続的ということにきちんと担保できるような仕組みを取り入れていきたいというのが、先ほど、御説明した森林経営管理法ということでございますけれども、森林所有者の方が植えるつもりもなく伐ってしまうとか、そういうことを思っている方に、そういうことを思いとどまってもらうために、意欲と能力のある林業経営者の方にきちんと事業を委託していただくようなことを進めていければと思っております。

あと、FIT制度についての御指摘をいろいろいただきました。実は、言葉は悪いですがけれども、いわゆる紙のパルプ材というのが、今まで我々のカスケード利用の中では、一番下だったわけですが、その値段が丸太にして大体、山もとで3,000円とかということで売られていたわけです。

それをFIT制度にすることによって、5,000円あるいは6,000円というような値段になっていることが非常に重要だと思っておりますけれども、それでもいわゆる製材ですとか、合

板用材でも8,000円とか9,000円とかとなっていますので、そういう値段で売れるものを、わざわざ安く売るといふ、そういうことにならないように、それは、結局、跡地の造林をしない、最初からするつもりがなく売っているから、そういうことが起こるので、その点をきちんと、先ほど申し上げた持続的に経営していくのだということを担保できるような指導を森林所有者あるいは素材生産業者さん等にお話をしていきたい。

こういうふうによく買ってもらえるのだよということを、今まで余りにも林業がもうからなかったもので、森林所有者の方は知らないというのが実はあって、自分たちで、戦後造林された方は、今まで収穫したことが実はない。初めて収穫する場面に、今、来ているので、自分で売ったこともないような方々なので、そういう売り先のことをきちんとお示しをして、次の世代の人につなげられるようにしていきたいということでございます。

あと、何か補足することがあれば。

○小坂国有林野部長 1点補足させていただきますと、今回の国有林の仕組みについて、何に留意するのかという御質問をいただきましたので、その点、ダブりますけれども、お話をさせていただきますと、最初にお話ししたように、これから民有林で所有者の山をどんどん集積させて、そこで頑張る、そういう森林組合とか事業体さん、そういう方々を育成していくということが1つだと思っています。

そのときに、やはり、伐って、使って植えて、ちゃんと循環利用、再造林できる姿をつくっていかねばいけませんので、きょうは、樹木料というお話をしましたけれども、やはり、そこを高くちゃんと買っていただけるような形にしていく。国有林である程度立木価格を引っ張って、地域全体の立木価格が上がっていけば、先ほど言ったみたいに、バイオマスであれば、5,000円、6,000円です。それで、建材になれば、1万2000、1万4000円で売れるわけですから、適正な価格で山元から買えば、安易にバイオマスに流すことができなくなるわけですから、そういうことを目指して留意してやっていきたいと考えているところでございます。

○飯田座長 新山委員。

○新山委員 御説明ありがとうございました。

今、御説明がありましたように、実際に伐って使って価値を生み出して、かつ、再生産できるような方向をぜひ進めていただきたいと思います。

ただ、前回も申し上げましたけれども、その担保をどうされるのかということが、やはりわかりにくいです。

例えば、この法律に書かれています、地域の産業の振興に寄与すると認められるものであることとか、その場合、何をもちて寄与すると認められるのか。

権利設定を受ける者のところには、川上の林業経営者が川中・川下の事業者と連携をして、木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められることとあります。その上で、事業計画を提出するようにとの法律になっていますが、この事業計画、しかも認定を受けるのでしたかね。認定は、誰がどのように行うのか。そのとき、どのような基準で判

断されるのか。

恐らく、それはその次にあります樹木採取権実施契約を締結するということに集約されるのでしょうか。それらについて、契約の内容が確かに地域産業の振興につながるものであると、どのように判断されるのか。とくに、川下の事業者、地元地域の中小住宅生産者等との関係を結ぶことについて、その事業者が、そういう地元木材を使う事業を行うことが確実であるという判断をどのようにされるのか。また、契約が認められて、伐採権を取得した場合も、取り消しを行うことができるかとされていますが、その判断をどのようにされるのか。このようなことが、現在の御説明からはうかがえません。

それらを行うために、例えば、林野庁に特別なチームをつくられるのか、こういう事業が活発になればなるほど、そういう判断をしていく人材が多数必要になると思いますが、それをどのようにされるのか、実際の仕組み、判断の基準、そして、それを行うものという点で担保が見えませんが、その担保がとても重要なことのように思います。

先ほど、白井専門委員からもありましたように、理念はよくても、実際にはどんどん燃料チップのような形で使っていくとなったときに、果たして、それをきちんと差し止められるのかどうかということにもかかわるのではないかと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○小坂国有林野部長 それでは、お答えさせていただきます。

今、国有林野事業をやる中で、法律の中にも書いているのですけれども、国有林野事業の目標としまして、1つ目は公益的機能をちゃんと図っていきましょと。2つ目は、国産材の安定供給をしましょと。3つ目は、地域の産業振興に寄与しましょと。そういう三本柱で国有林の管理経営をさせていただいています。

そういうような考えの中、今回の制度も、地域の産業振興にちゃんと寄与するような仕組みでやっていくということ。

今も国有林から、我が国の木材の供給の2割弱、大体400万立方ぐらい供給させていたっているわけですが、その供給に当たっては、国有林の職員がスタッフになって、今、言った国有林野事業の使命が果たせるような形でやっていっているということですので、引き続き、そういう人材の中で、ちゃんとチェックをしながらやっていくというのが大前提だと思っています。

そういう中で、御質問をいただきました地域産業の振興への寄与の程度、そういうものをはかって、権利を受ける人を選定するのですよと。それについては、今も国有林の、例えば、事業の発注は総合評価ということでやっていますし、例えば、システム販売というのは、企画競争という方式でやっています。

その中で、例えば、地域の雇用における寄与がどの程度あるのですかと、地域の民有林に対して、どういう貢献をしているのですか、そういうものを事業者の皆様への届け出を見て、点数づけをして、地域の産業への寄与というものをはかって事業者を選ぶような仕組みにしていますので、今回の仕組みの中でも、地域の産業への寄与の程度というのは、



今やっている、そういう総合評価的な項目を生かして、引き続き点数をつけて総合的に選ぶと、そういう方式をとっていきたいと思っています。

2つ目の川中・川下への安定取引が確実であることという点は、こういう規定を設けたのは、今度、国有林から材が供給されて、それが例えば、市場に悪影響を及ぼして材価が下がるとか、民有林の供給を邪魔するとか、そういうことがあってはならないということで、この規定を盛り込んでいるところでございます。

具体的には、山で木を伐る川上の人が申請するときに、例えば、ちゃんと製材会社とか合板会社とか、さらに、そういう製材を使う工務店の皆さん、そういう人たちと安定供給の協定を結んでいただくということを必須にしようと思っています。

特に材価が暴落する原因は、市売に無秩序に材を流すことが大きな原因ですから、今回の仕組みは、あくまでも誰々さんに供給するのですよというような、そういう約束を申請のときに出していただくということを考えております。

そうやって、ちゃんと安定供給をする川中・川下の方との協定を出してもらった上で、5年ごとの契約の中で、毎年具体的にどこどここの製材屋さんに何千立方の材を供給する計画ですよという計画を出していただいて、その報告を出していただいて、我々はチェックして、確かに川中・川下の世界というのは経済の世界なので、数量がびた一文違っていただけから、直ちに取消しということはないと思いますけれども、そういうものを報告を求めながら、例えば、地域で民有林の材を圧迫しているとか、市況に悪影響を及ぼしているような実態があれば、必要に応じて調査して、指導して、それでも改善が図られない場合は取消し、そういうようなものも使いながらきっちり需要をつくりながら、新たな仕組みで国有林の材が使われ、地域の産業振興につながるような、そういうような形で運用していきたいと思っています。

その運用に当たっては、冒頭言いましたように、今も400万立方の国有林からの木材を地域の振興も考えながら、全国に4,000ほどの職員がいますので、そういう体制の中で、当然、人材育成も図りながら進めていきたいと思っていますところでございます。

○新山委員 ただ、民需への影響を与えるという観点もあると思いますけれども、むしろ確実に地域の産業につながるような形で利用されるのか、あるいは建築用材のような形で国産材の価値にふさわしい利用がされるのかどうかのほうが重要なのではないかと思います。

今、御説明がありましたことについても、その担保をこういうふうなプランで考えているということを別途御説明いただいてもよいように思います。

この委員会の議論が、きょうで終わりだとしみますと、恐縮ですけれども、別の形の資料でも、それをお示しいたきたいと思っています。

それから、それらについては、この法律の細則ですとか、あるいはガイドラインのような形で明示される御予定なのでしょうか。

○小坂国有林野部長 具体的な運用の中身は、例えば、先ほど御質問のあった地域の産業

への寄与の程度をどういう物差しではかるのかといったことは、最終的にはガイドラインであるとか、運用に当たって、権利者との間で契約を結ぶ、当然、様式なり、ひな形みたいなものも通知の中でつくって、そういうものを世の中の人にお見せしながら、この事業を進めていくことになりますので、最終的にはガイドライン等の形で具体的な詳細のところは決めていきたいと思っているところでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

○新山委員 ちょっと、もう一言だけお願いします。

書式で示すというのは、よくされる方法だと思いますけれども、それだけでは弱いと思いますので、もっと明確な指針を提示していただきたいと思います。

○小坂国有林野部長 わかりました。ガイドラインも検討いたします。

○飯田座長 林委員。

○林委員 時間のないところ、済みません。

もう詳細にお考えいただいているところと思うので確認です。

まず、8条の21にあります、報告というのは、これは毎年の報告ということでよろしいのかどうかというのが1点目です。

2点目ですが、物権的権利を付与する前提で、さらに国と実施契約を結ぶというたてつけと伺いました。通常物権的権利はオールマイティーの絶対的権利であって、それを第三者に利用許諾するときには実施契約という言い方をすると思いますが、ここでは、付与の条件としていろいろと、例えば、伐採とあわせて再造林をする義務など、いろんな条件を国と結んだ実施契約の中で定めて、その契約内容がその物権的権利の中身を構成するという理解でよろしいのか、という2点でございます。

○飯田座長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○渡邊林政部長 ちょっと法律論なので、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、1つ目の報告のほうは、運用上、毎年報告をとって、しっかり現場でどういう状況になっているかというのをチェックしていこうと考えております。

2つ目のみなし物権なのですけれども、みなし物権で一番有名なのは鉱業権でございませぬけれども、これも同じような仕組みになっていまして、要は、権利として渡すのですけれども、その執行に当たっては、具体的には契約ですとか、権利の執行の仕方を計画で縛っていまして、そういう仕組みになっているのがみなし物権一般でございませぬので、今回もそういうのにならって、そういうことにしていますので、結論から言うと、林先生がおっしゃったような、契約の中身で示された部分が権利の具体的な内容になるという御理解で構わないと思います。

○飯田座長 ありがとうございます。

ほかに尽くされていない論点などはありますでしょうか。

どうぞ。

○白井専門委員 こうしたいという林野庁の現場に対する厚意は、分かります。しかし、新山委員もおっしゃっているように、今までそうならなかったから、いろいろ問題になっているんですよね。林野庁の思うようにならなかった時に、それをどう担保するのかを心配しているのです。これまでの補助金にしろ、そういう風になるとは思ってもみなかった方向に現実が進みますよね。現場は思うようには動かないんです。人は思ったようには動かせないんです。現場を思った通りに動かそうとするのではなく、そういうこれまでのやり方ではなく、例えば、世界的には木材需要が逼迫するとわかっているのであれば、人工林1000万ヘクタールもあって、それも人が植えてきたわけですね、それなのに、その3分の1を針広混交林に戻す、つまり、もう生産しない山林に戻しますとか、ではなくて、もっと打って出る、伐って植えて回していけば生活できる、儲かるという環境ですよ、現場がモチベーションを上げられる仕組み、ビジョンを打ち出して欲しいです。その中で予期せぬことが起こったときにきちんと担保する制度設計への工夫。林野庁の思いが伝わらないまま、大変な額の補助金も使われ、現実的に国民も森林税を始め、今も再エネ発電賦課金や年々高くなる税金を徴収されています。現実的には、どういうことが起こりうるのか。FITの実態もそうですけれども、そのときに、どのように担保されるのかをぜひお示しいただきたいと思います。

○本郷次長 1点目は、この法律の話は、国有林の組織の、我々の内部の組織の話だということなので、現場での指導というのは、きちんとしてまいりたいと思います。

今、先生がおっしゃった意味合いで言うと、民有林の世界の森林所有者であるとか、素材生産業者というのは、我々の内部組織ではなくて、まさに先生おっしゃるように、我々はこうしたいというのがちゃんと受け取られない場合もあるのだと思います。そういうところではないということ、まず、御理解をいただきたいと思います。

その上で、今、先生がおっしゃった、先ほど私が言ったような、持続的にやれるのにやっていないというようなことについては、我々がこういうふうにし世の中の林業あるいは木材というのは、こういうふうに使われて、先ほど少し申し上げましたけれども、今まで木でもうかったことがなかった方に、これからは、産業として成り立つ世界なのだという、よくわかっていただくような努力をしなければいけないということだと思っております。

輸出ということが、数年前まで、こんなに木材が、アメリカに輸出されるとか、これからはインドだとか、ヨーロッパにも目を向けてやろうとしている業者さんもいらっしゃる、そういう時代が変わってきていると思いますので、世の中は、そういう流れになっているのだと、今までの林業はもうからない、だから、補助金をもらってやるしかないのだみたいな、そういう意識から転換できるように、先生の御指摘を踏まえて、我々、次の基本計画だとか、そういうところで打って出たいと思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、時間も超過いたしましたので、本日は、以上といたします。

事務局から、何かございますでしょうか。

○小見山参事官 次回の日程については、追って調整の上、御連絡申し上げます。

○飯田座長 それでは、会議を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。